



平成 30 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニカフェ
代表者名 代表取締役社長 郷出 克之
(コード：2597、東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員
管理本部長 倉田 祐一
(TEL. 03-5400-5444)

UCCグループが展開するキューリグ関連事業の 会社分割等による移管に関する基本合意書締結のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、Keurig Dr Pepper Inc. (NYSE 上場。以下「KDP」といいます。) 又はその関連会社が有する知的財産を使用して、ユーシーシー上島珈琲株式会社 (代表取締役社長：上島昌佐郎、本店所在地：神戸市中央区多聞通五丁目 1 番 6 号。以下「UCC 上島珈琲」といいます。) が自ら又はその子会社であるキューリグ・エフイー株式会社 (代表取締役社長：田嶋浩二、本店所在地：神戸市中央区港島中町七丁目 7 番 7。以下「KFE」といいます。) を通じて実施している一杯抽出事業 (以下「対象事業」といいます。) を吸収分割その他の方法で当社が承継し又は譲り受けること (以下「本件取引」といいます。) について、UCC 上島珈琲と基本合意することを決議し、UCC 上島珈琲との間で基本合意書を締結いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本件取引の目的

コーヒーを取り巻く環境は、コンビニエンスストアのカウンターコーヒーで顕在化したコーヒーのマグネット効果により、あらゆる業態・業種でコーヒーが集客力を高める戦略商品であると注目され、新たなコーヒー経済圏を生み出しております。また、サードウェイブと呼ばれるスペシャルティコーヒーブームに伴い、大手カフェチェーン、郊外型高級カフェを営むカフェ業態が店舗数を伸ばすなどコーヒー業界に大きな変化が起きております。さらに、一杯抽出型マシンの普及拡大、ドリップバッグの市場成長などを背景にレギュラーコーヒー市場が加速度的に伸長し、コーヒー業界の成長を牽引しております。

このような環境下で、コーヒー焙煎業に特化した当社は、この大きな変化に適応できるようかねてより進むべき方向性を模索しており、平成 30 年 2 月 14 日の開示の通り、主力事業であるコーヒー豆を焙煎し大手飲料メーカーに提供させていただく『工業用事業』に加えて、『一杯抽出事業 (シングルサーブ事業)』と呼ばれる分野に、進むべき方向を定めました。今回、その一環として、UCC 上島珈琲との間で、本件取引について基本合意書を締結するに至りました。

KDP (NYSE 上場) は、コーヒーと清涼飲料とを結んだ新たな事業を展開しており、対象事業は、

KDPグループが全世界で展開している一杯抽出型事業の日本国内における事業であり、焙煎されたレギュラーコーヒーをカプセル型パックに注入した『K-CUP』と呼ばれる製品と、その『K-CUP』を装填して一杯ずつ飲用するための専用の抽出マシン（これを「ブリューワー」といいます。）を販売する事業です。

KDPの前身であるKeurig Green Mountain, Inc.（以下「KGM」といいます。）は、アメリカのボストンに本拠地を置く北米最大手のコーヒー焙煎及びポーションパック製造販売会社です。同社は、米国とカナダを中心とした北米における一杯抽出型カプセル及びそのブリューワーを製造販売するリーディングカンパニーでしたが、平成27年12月、欧州を中心に大手飲料メーカーを傘下に持つJAB Holding Companyが同社の株式を約140億USドル（当時の為替相場で約1兆7千億円）で取得し、世界のコーヒー業界においてネスレ及びスターバックスと三つ巴で競う企業グループとなりました。また、KGMは、平成30年7月9日付でDr Pepperとの事業の統合しKDPとしてコーヒーと清涼飲料とを結んだ新たな事業を展開しています。

KDPの年間収入は110億USドルを超えており、ソフトドリンク、コーヒーと紅茶、水、ジュース、ジュース飲料、ミキサーを中心にリーダーシップを発揮し、米国において、Keurig®（キューリグ）、DrPepper®（ドクターペッパー）、Green Mountain Coffee Roasters®（グリーンマウンテンコーヒーロースターズ）、CanadaDry®（カナダドライ）、Snapple®（スナップル）などを含む125を超える自社所有、ライセンス及びパートナーブランドのポートフォリオを有しています。また、同社は、25,000人以上の従業員を擁し、北米全土に120以上のオフィス、製造工場、倉庫、物流センターを有しており、ショッピングや飲食の全てのシーンで利用できる比類のない流通システムを構築しています。

2. 本件取引の要旨

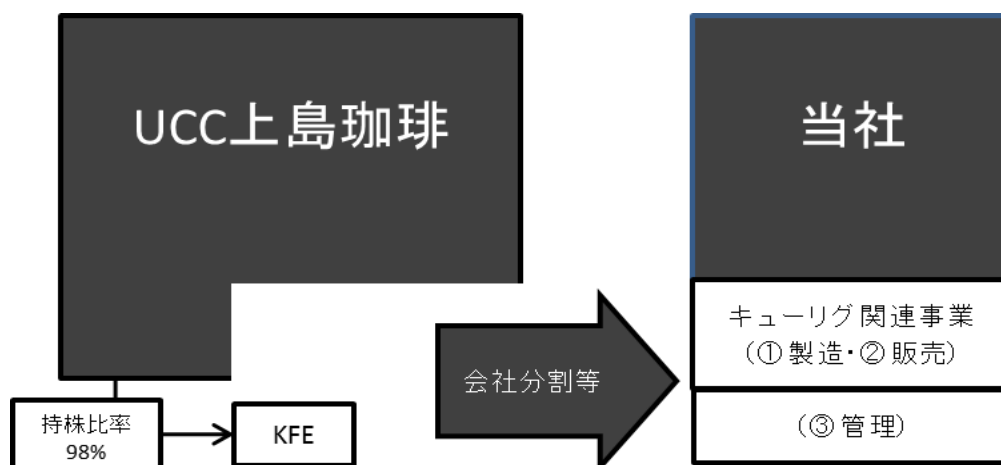
（1）本件取引の狙い

対象事業は、UCC上島珈琲における①製造機能、②販売機能と、KFEにおける③管理機能による三つの機能から成り立っております。現在は、UCC上島珈琲とKFEに分散しているこれらの機能を、会社分割若しくは事業譲渡の手法により各々から当社に上記①・②・③の事業を集約することにより、対象事業に関して一体的且つ効率的な運営を行うことに加え、当社のユニークな立ち位置を活かして、外部ブランドパートナー及びビジネスパートナーとのアライアンスにより、他の一杯抽出事業と差別化を図ることを目指しております。

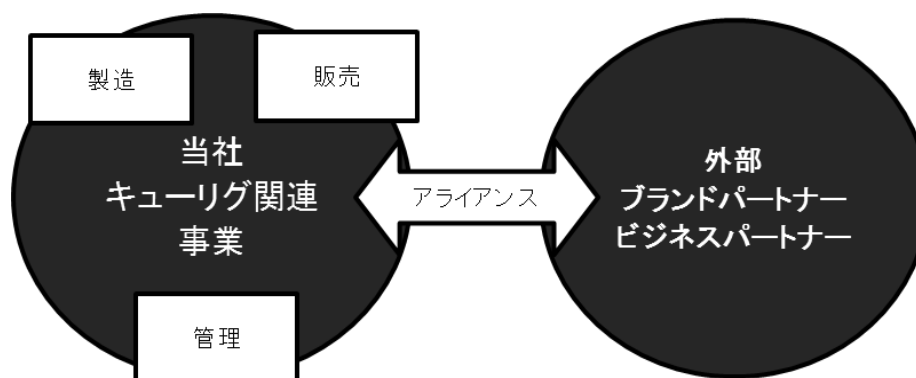
（本件取引前）



(本件取引後)



(本件取引後の事業イメージ)



(2) 本件取引の日程

(1) 本基本合意書締結	平成30年8月21日
(2) 分割契約締結日	平成30年10月31日(予定)
(3) 株主総会決議	平成30年12月7日(予定)
(4) 分割予定日	平成31年1月1日(予定)

(注1) 当社は、対象事業の評価によっては、会社法第796号第2項に定める簡易吸収分割の規定により株主総会による承認の手続を経ずに本件取引を行う可能性があります。

(注2) 本件取引に係る協議及び手続を進める中で、対象事業の承継方法、手続及び日程を変更する可能性があります。

(3) 本件取引の方式

UCC上島珈琲及びKFEを吸収分割会社若しくは事業を譲渡する会社とし、当社を吸収分割承継会社若しくは事業を譲受ける会社とする吸収分割等の手法により、対象事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務の全部又は一部を当社が承継することを予定しておりますが、詳細は確定しておりません。本件取引に係る最終契約締結までに当事者間で協議のうえ決定いたします。

(4) 本件取引において交付される対価の内容

本件取引において交付される対価は、第三者算定機関の評価等を踏まえ、両社協議のうえ決定いたします。

(5) 本件取引に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

UCC上島珈琲は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

(6) 本件取引により増減する資本金

本件取引により増減する当社の資本金の額は未定です。

(7) 承継会社が承継する権利義務

対象事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務の全部又は一部を当社が承継することを予定しておりますが、詳細は確定しておりません。本件取引に係る最終契約締結までに当事者間で協議のうえ決定いたします。UCC上島珈琲の子会社として対象事業の一部である企画機能を担っているKFEの概要は、以下のとおりです。

(2018年8月20日現在)

(1) 名 称	キューリグ・エフイー株式会社		
(2) 所 在 地	神戸市中央区港島中町七丁目7番7		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田嶋 浩二		
(4) 事 業 内 容	K-CUP パック・キューリグ抽出機・その他飲料の製造、販売及び輸出入		
(5) 資 本 金	850,000,000 円		
(6) 設 立 年 月 日	平成13年5月24日		
(7) 大株主及び持株比率	ユーシーシー上島珈琲株式会社 (98%) Keurig Dr Pepper Inc. (2%)		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	ありません	
	人的関係	ありません	
	取引関係	ありません	
	関連当事者への該当状況	同社は当社と同一の実質的親会社（当該会社は孫会社）を持つ関連当事者に該当します。	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成28年3期	平成28年12期	平成29年12期
純資産（千円）	▲770,893	▲761,518	▲752,838
総資産（千円）	405,102	534,246	413,679
1株当たり純資産（千円）	▲128	▲127	▲125
売上高（千円）	2,739,097	1,156,181	1,394,602
営業利益（千円）	104,747	33,787	18,696

経常利益（千円）	▲1,228	11,291	7,653
純利益（千円）	▲1,532	9,375	8,680
1株当たり当期純利益（円）	▲255	1,562	1,447
1株当たり配当金（円）	0	0	0

（注）平成29年12月31日現在のKFEの純資産の額は上表(9)のとおりですが、平成30年8月8日付で、UCC上島珈琲を引受先とする11億円の増資を行い、債務超過を解消しております。

（8）承継会社の債務履行の見込み

対象事業は、現在、UCC上島珈琲、及びKFEの中に分散しておりますが、これらを集約した事業のキャッシュフロー創出力は十分にあるものとの認識であり、承継会社である当社による債務履行の見込みについては、特段の問題はないと判断しております。

3. 本件取引において交付される対価の内容の根拠等

上記のとおり、本件取引において交付される対価は、第三者算定機関の評価等を踏まえ、両社協議のうえ決定する予定です。対価の内容の根拠等については、対価の決定と併せてお知らせいたします。

4. 本件取引の当事会社の概要

（吸収分割会社）

（2018年8月20日現在）

(1) 名称	ユーシーシー上島珈琲株式会社	
(2) 所在地	神戸市中央区多聞通五丁目1番6号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上島 昌佐郎	
(4) 事業内容	コーヒー、紅茶、ココアの輸入並びに加工、販売 缶コーヒー等の飲料の製造、販売。各種食材の仕入、販売	
(5) 資本金	1,000,000,000円	
(6) 設立年月日	平成22年4月1日	
(7) 発行済株式数	20,000株	
(8) 決算期	12月末	
(9) 従業員数	863人	
(10) 主要取引先	伊藤忠商事株式会社、三井物産株式会社、三菱商事株式会社	
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行	
(12) 大株主及び持株比率	ユーシーシーホールディングス株式会社（100%）	
(13) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	ありません
	人的関係	当社取締役上島豪太が役員を兼任しております。
	取引関係	昨年度の営業取引金額は製品仕入・販売等 2,028,077千円であります。
	関連当事者への該当状況	同社は当社と同一の親会社を持つ関連当事者に該当します。

(14) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決算期	平成28年3月期	平成28年12月期	平成29年12月期
純資産（百万円）	10,088	10,743	9,817
総資産（百万円）	52,544	53,252	54,637
1株当たり純資産（円）	504,381.68	537,155.58	490,871.39
売上高（百万円）	151,902	98,627	122,093
営業利益（百万円）	9,761	6,520	7,795
経常利益（百万円）	9,786	7,155	8,402
当期純利益（百万円）	6,472	6,102	5,694
1株当たり当期純利益（円）	323,586.91	305,080.60	284,693.27
1株当たり配当金（円）	323,550	305,050	284,650

(吸収分割承継会社)

(2018年8月20日現在)

(1) 名称	株式会社ユニカフェ		
(2) 所在地	東京都港区新橋六丁目1番11号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 郷出 克之		
(4) 事業内容	コーヒーの焙煎加工・販売事業等		
(5) 資本金	4,216,500,000円		
(6) 設立年月日	昭和47年11月7日		
(7) 発行済株式数	13,869,200株		
(8) 決算期	12月末		
(9) 従業員数	134人		
(10) 主要取引先	アサヒ飲料株式会社、タリーズコーヒージャパン株式会社、ユーシーシー上島珈琲株式会社		
(11) 主要取引銀行	三菱UFJ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	ユーシーシーホールディングス株式会社 (50.53%)		
(13) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成28年3月期	平成28年12月期	平成29年12月期
純資産（千円）	7,952,476	6,453,323	6,741,936
総資産（千円）	10,823,692	10,317,645	9,941,027
1株当たり純資産（円）	574.56	531.55	555.34
売上高（千円）	11,086,770	8,757,116	10,454,358
営業利益（千円）	452,308	279,929	293,704
経常利益（千円）	468,393	288,836	306,774
当期純利益（千円）	1,082,264	226,302	309,487
1株当たり当期純利益（円）	78.19	17.05	25.49
1株当たり配当金（円）	8	8	8

5. 本件取引後の承継会社の状況

承継会社である当社の本件取引後の状況については、商号、所在地、代表者の役職・氏名、決算期については変更の予定はございません。その他の事項については、確定次第、お知らせいたします。

6. 会計処理の概要

本分割は、共通支配下の取引に該当します。本件取引における会計処理の概要については、確定次第速やかに開示いたします。

7. 今後の見通し

本件取引による当社の業績に与える影響等については、確定次第速やかに開示いたします。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方針に関する指針への適合状況

ユーシーシーホールディングス株式会社（以下「UCC HD」といいます。）が当社及びUCC上島珈琲それぞれの親会社であるため、本件取引は、支配株主との取引等に該当します。

なお、平成30年4月10日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

『親会社であるユーシーシーホールディングス株式会社（以下、「UCCホールディングス」という）との関係につきましては、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、UCCグループ間の取引等につきましては、法令及び社内規程に従い適切に行うことを基本方針としております。なお、営業上の取引を行う場合には、取引条件及びその決定方法につきましても、他の取引先と比べて著しく相違することのないように留意したうえで、その是非を取締役会にて判断しております。』

この点、当社は、従来から親会社であるUCC HDとの間で、自由な事業活動を阻害されるような状況にはなく、親会社とは独立の立場を堅持し、取引を行っていると認識しております。

本件取引についても同様に、UCC HDからの経営の独立性確保に努めており、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本件取引において交付される対価を決定し、本件取引を行う予定です。かかる対応によって、本件取引は上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合することになると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、当該基本合意が公正性に資するよう、当該基本合意の承認にかかる取締役会において、当社独立役員である社外取締役2名へ当該基本合意に至るプロセスについて説明しております。当社は、公正性を確保し、利益相反を回避するために適切な措置を講じたうえで本件取引を実施する予定です。また、当社の取締役のうち、UCC上島珈琲及びその完全親会社であるUCC HDの取締役でもある上島豪太氏並びにUCC HDの取締役でもある志村康昌氏の2名は、利益相反回避の観点から、当社における本基本合意書の締結に係る意思決定に参加していません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、取締役会における本件取引に係る最終契約の承認決議までに、支配株主との間に利害関係を有しない者から、本件取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を入手することを予定しております。

以 上